

私の意見

商品先物取引の原点に返る

力ネツ商事社長 杉本 良隆



品取引員は、お客様の注文を確実に執行し、損益金の受け払いを速やかに行い、間違いない清算することを肝に銘じ、信用を築いてきました。また、営業マンは、お客様

すべてが「責任自分論」でありますと考へざるを得ません。しかし、今回の規制強化を通り、また、商品先物取引に可能だと信じています。委託者保護基金が発足してアウトハウス型のクリアリングハウスである清算機構立されれば、規制に起因してマインス分の回復は十分に可能だと信じています。

委託者保護基金が発足し、グローバルな市場を目指してアクトハウス型のクリアリングハウスである清算機構立されれば、意味があります。お客様に資産を運用してもらうための情報の収集、分析、提供に力を入れ、また、外務員の質の向上を目指して、外務員教育を根底から見直し、人としての教育から始め、人としての教育から始め、

「資産運用の場」、聞こえは良いのですが、運用はプラスにならなければ、意味がありません。お客様に資産を運用してもらうための情報の収集、分析、提供に力を入れ、また、外務員の質の向上を目指して、外務員教育を根底から見直し、人としての教育から始め、人としての教育から始め、

とよく言われますが、それはこちらだけ都合の良いことではなく、他業種からの参入どころか、侵入だつてあり得るわけですから、商品先物市場の発展を担うのは自分たちと自負を持ち、また、我々商品取引員企業の

投資サービス法で活発な意見

先物協会・会員懇談会

まず一家勝明会長の開会挨拶で始まり、秋田治常務理事が、商品先物取引が投資サービス法の規制対象となるても商品取引所法の行為規制はなくならないなど意見交換に入った。

会員からの意見は、改正商取法への取組みが喫緊の課題であり、投資サービス法の規制対象となることには、「時期尚早」「反対」との声が多くなった。また、投資サービス法自体の「内容がよくわからない」との声もかなりあつた。主な意見は次の通り。

▼出来高が減少するなど、業界は苦しい状況にある。この時期に投資サービス法が適用されたら業界は大きな影響を受ける。もう少し時期を待つ方がよい。

▼投資サービス法は投資家保護が中心であり、金融庁は業界の発展は考えていない。このような法の適用は反対である。

▼商品先物取引には「金融」と「物流」の両面がある。それを一つの「投資サービス法」でくるのは無理がある。規制の屋上屋になる可能性が高い。

▼投資サービス法では「最良執行義務」が課されるようだが、流動性の低い市場だと必ずしも最良の結果にならず、などはない。

▼商品先物取引は金融商品の一つであるということは顧客にわかりやすくなることは悪いことではない。

▼英國など金融先進国では商品先物取引が金融商品

先物協会
寄附講座めぐり
(3)

2年生以上60人が受講

「市場経済におけるリスクマネジメント」

専修大学

経営学部
キャリアデザインセンター長

池本 正純 教授

川崎市多摩区) 小田急線・向ヶ丘遊園駅からバスで約10分の丘の傾斜地に諸施設が展開されている。丘の頂上が正門で、一番下の教室に行くには8階から1階までエレベーター、エスカレーターで下りる。

9月30日(金)、晴れ。経営学部講義要項や同時に講座、さらには大学ホームページにも「日本商品先物振興協会(JCFIA)提供講座」とはつきり銘打ってある。この寄附講座は後期(9月1日)の金曜日2時限(午前10時40分~12時10分)に開かれ、全14回。履修届は97人が出しているが、期末資家の行動——といったテーマに耳を傾けた。

講座すべての面倒をみている池本教授は、「戦後の日本経済は企業間でも人の間に『付き合い』としながら『リスクマネジメント』の中のネゴで物事を処理してきたが、次第に市場の論理が貫徹されるようになってきてリスクマネジメントが重要なになってきていた」と張り切っている。

専修大学のテーマは「社生たちに、グローバル化と市場経済進展を重ね合わせたい」と張り切っている。

商品取引員への専修大学か

らの新卒入社は平成16年度で53人。大学別では4位である。

商品取引員への専修大学か

らの新卒入社は平成16年度で53人。大学別では4位である。